

第34回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成22年5月21日（金）15：00～16：30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

津村内閣府大臣政務官、堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第25号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- （2）諮問第26号「産業連関表の基幹統計としての指定について」
- （3）統計委員会部会設置内規の変更について
- （4）専門委員の発令等について
- （5）公的統計の効率的な作成の推進について
- （6）その他

5 議 事 録

樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第34回統計委員会」を開催いたします。

本日は深尾委員が所用のためご欠席でございます。また、本日は内閣府の津村大臣政務

官、総務省の渡辺副大臣にも後ほどご出席いただけることになっております。

それでは、議事に入る前に本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として、諮問第25号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について(案)」。

資料2として、諮問第26号「産業連関表の基幹統計としての指定について(諮問)」。

資料3、「統計委員会部会設置内規(案)」。

資料4、「統計委員会専門委員会名簿」。

資料5、「部会に属すべき専門委員会の指名について」という5つの資料に加えまして、参考資料が2つございます。

ご確認いただけたらと思います。

樋口委員長 それでは、まず最初に、諮問第25号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について(案)」、廣松部会長からご説明をお願いします。

廣松部会長 それでは「経済産業省生産動態統計調査の変更について」、部会審議の結果のご報告を申し上げます。

この諮問に関しましては、平成22年3月24日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、産業統計部会に審議が付託されたものです。

本件に関しましては、これまで3回の部会を開催して審議を行い、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、ご報告を申し上げる次第です。

お手元の資料1をご覧いただきたいと思います。この答申(案)と同時に、この答申(案)に関する議論を行いました第23回産業統計部会及びその前の部会でございます第22回産業統計部会の審議状況につきましては、11ページ以降でございますが資料1の参考資料2として、付けてございますので、併せてご覧いただければと思います。

この答申(案)に関しましては、慣例に基づきまして、まず、「承認の適否」及びその「理由等」を記述した上で、最後に「今後の課題」を記述する構成としております。以下、順にご説明申し上げます。

まず、「1 承認の適否」についてですが、「統計法第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない」といたしました。ただし、一部計画の修正が必要と考えられるため、「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要であるとしております。

その「2 理由等」においては、今回諮問された計画の変更等に関わる事項ごとにその判断の理由を記述しておりますので、それぞれ簡潔にご説明申し上げます。

まず「(1) 調査対象品目」でございます。この調査対象品目に関しましては、アの削除と、それからイの統合の2つがございます。

最初に調査対象品目の削除です。年間出荷額が100億円未満の品目については、原則として削除することとし、今回、21月報中の33品目について削除する計画となっております。

この年間出荷額100億円というのは、平成14年調査の変更計画に関わる統計審議会の諮問

が出された際に、経済産業省から提示された「本調査の見直しに関する統一基準」として示された基準ですが、経済産業省としては、今回の変更にあっても基本的にこの統一基準の考え方に即して見直しを行ったものです。これにつきましては、生産規模が縮小し、本調査で把握する必要性が乏しくなった品目を削除するものであり、適当と判断をいたしました。

答申案には具体例が、例えば化学工業用炉等が入っておりますが、細かいところは説明を省略させていただきます。

その次、イの調査対象品目の統合です。これも上記と同様、統一基準の考えに即して、年間出荷額が100億円未満になるなど、生産規模が縮小している品目について、他に類似する品目があり、統合することによりおおむね100億円以上の生産規模が認められるような品目については統合した品目を採用するものであり、今回、39月報中の153品目について、それを63品目に統合する計画です。

具体例に関しましては、その段落のところに、例えば食料品加工機械、包装機械及び荷造機械等が挙がっておりますが、これらにつきましては、個々の品目の生産規模は縮小しているものの、類似する品目群として把握する必要性が認められる品目について、引き続き調査対象とするものであり、適当と判断をいたしました。

続きまして、2ページの「(2) 調査事項」です。その第1として「ア 『燃料・電力』の廃止」ですが、この「燃料・電力」につきましては、今まで16月報において調査していましたが、他の統計調査、具体的には資源エネルギー庁が平成20年から実施していますエネルギー消費統計調査により、全産業のエネルギー消費を横断的に把握することが可能になったことから、本調査で「燃料・電力」を把握する必要性が乏しくなったため、報告者負担の軽減に考慮し廃止するものであり、適当と判断をいたしました。

次に「イ 『労務』の変更」です。これにつきましては、「月末常用従業者数」の名称変更と「月間実働延人員」の削除の2点がございます。

まず、「月末常用従業者数」の名称ですが、これは現在、109月報において使用しておりますが、これを一律に「月末従事者数」に変更する計画です。これについて、本調査は調査対象とする品目の生産に実際に関わった人数を把握するというを目的としており、従来から調査対象事業所とは直接雇用関係にない出向者や派遣労働者も生産に実際に関わっている限り、調査対象として把握していましたが、それを常用従業者と表現しますと、一般的に調査対象事業所と雇用関係のある正社員等と受け取られてしまいがちであったため、誤解を招かないように、雇用関係に関わらず生産に直接従事する者を表す名称として、従事者数という名称に変更するものです。名称の変更と同時に、誤解を招かないようにという措置ですので、適当と判断をいたしました。

次に、「月間実働延人員」ですが、これは全部で72月報において調査していましたが、一律に削除する計画です。本調査事項は稼働率を把握するために調査していたのですが、出勤した場合は実際の就業時間には関係なく、1人日としてカウントするものであったため、それによって稼働率を的確に把握することは困難であるという指摘がなされ、報告者

負担の軽減に考慮し削除するものであり、適当と判断をいたしました。

続きまして「ウ 『設備、生産能力』の変更」です。これにつきましては「調査方式の変更」、「『生産能力』の追加」、「生産能力算定基準」の3点がございます。

まず、「(ア) 調査方式の変更」ですが、ふとん成形機について、その設備の能力にかかわらず、生産能力を保有台数で調査していたものを、生産枚数など生産設備全体の月間生産能力を調査する方式に変更する計画です。

これについては、生産能力の算定をよりの確な方式に変更するものであり、おおむね適当と判断いたしました。この変更により時系列に断層が生じることが考えられます。そこで、利用者にその変更内容を周知するとともに、リンク係数を提供して、時系列で比較する際に影響が出ないような措置を取る必要があると判断をいたし、その旨記述しております。

続きまして3ページの「(イ) 『生産能力』の追加」です。これは、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される7月報中の12品目について、調査事項として生産能力を追加する計画で、具体的には「カーナビゲーションシステム」等です。これについては、生産の動態をよりの確に把握するために追加するものであり、適当であると判断をいたしました。

次の「(ウ) 生産能力算定基準」ですが、経済産業省は生産能力の調査について、生産能力一般算定基準を策定していますが、今回はその基準を変更するものではないものの、これについては、報告者からより適切な報告を得るために、調査品目の実情を考慮して、記入の手引の記述等を工夫するなどの措置を取る必要があると判断をいたしました。

具体的に説明を補足いたしますと、生産能力と言ったときに、記入者の、報告者のかなり主観が入る側面がある。それをなるべく排除するような形で、記入の手引でその旨を記述し、徹底するという措置を取るということです。

エとして「その他の調査事項の変更」ですが、上記のほかに、今回の計画では、例えば重量と数量の複数の単位で調査していた産業車両の出荷在庫について、数量のみとするなど、調査対象品目の特性に応じて、調査事項の変更や追加を行う計画です。これについては、生産動態をよりの確に把握するために必要な調査事項を追加するとともに、把握する必要性が乏しくなった調査事項を削除するものであり、適当であると判断をいたしました。

続きまして「(3) 調査票」でございます。本調査では、調査票を月報と称していますが、写真感光材料と有機薬品の2月報を1月報に、同じく金属鉱物、非金属鉱物、コークスの3月報を1月報にそれぞれ統合する計画です。また、1月報の2品目を他の月報にそれぞれ移行する計画です。

これについては、今回の計画で調査対象品目の削除や統合を行った結果、調査対象品目が縮減した調査票を整理するなどしたものであり、適当であると判断をいたしました。

以上が計画に対する審議結果のまとめですが、最後に「今後の課題」として、以下3点、3ページから4ページにかけて記述しております。

まず、「(1) 生産能力の調査品目の拡充及び単位の見直し」です。生産能力については、

今回12品目について追加する計画であり、それらについては適当と判断をいたしました。ただし、今後も生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、更に調査対象品目の拡充について検討するとともに、生産能力をよりの確に調査するために、その単位についても見直す必要があると判断をいたしました。

4 ページ目でございますが、(2)として、「報告者が特定される可能性が高い品目の取扱い」です。産業構造の変化等により、市場の占有率が高くなったため、報告者が特定される可能性がある品目が今後増加すると考えられます。このような品目について、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうかを検討する必要があると判断をいたしました。この点は、報告者の協力にも関係する点であり、今後、調査実施者の方でご検討いただきたいという趣旨です。

それから(3)として、「国外からの受入が多い品目の取扱い」です。今回の計画では、国外からの受入が多い複写機について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、受入数量の内訳として、国内、国外の別を追加することとしていますが、複写機に限らず、国外からの受入が多い品目については、今後同様に、国内、国外の別を追加して把握することを検討する必要があるということで、こういう記述にしております。

答申案についての説明は以上ですが、この審議の過程で委員の方から出ました意見等をまとめた形で部会長報告メモを作成いたしました。お手元の資料の一番最後、15ページ、資料1の参考資料3です。これは、今、申し上げましたとおり、答申案には盛り込みませんでしたが、今回の部会審議を通じて出されました意見のうち、部会長として、今後、本調査のあり方を考える上で重要と思われた点について追加したものです。

まず、大きく4つの段落に分かれておりますが、最初の段落は、近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に対応し、鋳工業の生産活動の動態をよりの確に把握することが求められていることから、本調査は、我が国の鋳工業の生産活動の実態を月次で把握し、鋳工業の動態を明らかにするものであり、これらの変化等に迅速に対応した調査対象品目の見直し等を行う必要があると考えております。

本調査においては、答申案の説明の際にも申し上げましたが、平成14年調査の変更計画に係る統計審議会の諮問に際し、経済産業省から提示されました「見直しに関する統一基準」について、同審議会において適当とされ、その後、同基準の考え方に即した調査対象品目の見直しについては、軽微案件として処理されてきた経緯がございます。

統一基準は策定から10年近くが経過し、その内容がすべて現在の経済状況の変化等に対応しているとは言いがたい部分がございます。ただ、今回の大幅な調査対象品目の見直しについては、基本的にその統一基準に沿って、変更計画案が策定されたものです。

今後は、統一基準に則した調査対象品目の見直しについては、適宜かつ迅速に調査が実施できるように配慮するとともに、この統一基準を見直していく必要があるということを考え、こういう形で部会長メモとしてまとめさせていただきました。

私からの報告は以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問、お願いいたします。

首藤委員 課題のところでは2点、十分理解できないところがありましたので教えてくださいたいと思います。

(2)のところでは、占有者が少数の場合ですね、それが特定される可能性がある品目については、市場占有率等の概念を導入し、特定されないようにということですが、これはどういうことでしょうか。といいますのは、少数であれば、それを見たらわかってしまうのではないかと気がいたします。市場占有率を見ればですね。

それから(3)のところでは、国外からの受入が多い品目の取扱いということで、今回、複写機について、内外の内訳を追加するということですが、なぜ複写機だけが取り上げられたのでしょうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

樋口委員長 お願いいたします。

経済産業省調査統計部 ご質問にお答えします。

報告者が特定される可能性の高い品目の取扱いでございますけれども、事業者が特定されますと、株価ですとか、グローバルの価格競争、単品の単価の競争をしておりますと、どうしても事業者が不利になってしまう。そのデータを提供することによって事業者が不利益が発生する。それで調査に協力できない。どのようにしたら協力していただける形になるかについて、品目を統合するなど工夫していかねばいけません。市場占有率が素直に出せるかどうか、今後検討してまいりたいと考えている次第でございます。

それから(3)の外国から受入が多い品目の取扱いについて、なぜ今回は複写機だけなのかということですが、ほかにもテレビ等、幾つか候補がございます。それらについて今後も範囲を広げていきたいとは思いますが、報告者のご理解をいただき、データを整備していただかないと、調査を実施することができません。これから業界や報告者の皆さんとお話をして、その範囲を広げていきたいと考えている次第です。

幾つか品目を候補に挙げたのですが、残念ながら報告者の皆さんの方ではデータが整備できていないという状況でしたので、今回は複写機のみご理解、ご協力いただけることになったということでございます。

樋口委員長 いかがでしょうか。

首藤委員 (2)の方は十分に理解できません。

それから(3)について、それでは複写機に関してはなぜ合意ができたのか。たくさんあると思うのですが、なぜ1つなのかということに関して、個別にそういう特定の産業と何かそういう意見調整をされているのかなという気がいたしますが、この統計に関してそういう必要があるのかどうかというのが私は十分理解できないところがございます。

樋口委員長 どうしますか、部会長。

廣松部会長 では、私の方からも補足を含めて説明いたします。

(2)の報告者が特定される可能性が高い品目ということに関しては、実はこれは必ずしも将来の話ではなく、現状でもそういう側面がございます。先ほど調査実施者の方から説明

がありましたとおり、報告者が特定される可能性の高い品目がどんどん増えて、報告者の非協力が増えると、この調査全体の精度なり信頼性に関して問題が起こる危険性がある。また、ここに品目と書いてありますが、これと、それから先ほど申し上げております月報、すなわち調査票単位とは違います、品目というのは本当に細かい個々の製品もございます。ただ、それが余りにも細かくて市場占有率が高く生産者が特定化されてしまうおそれがあり、そうすると、報告者が調査を拒否してしまうという危険性がある。その意味で、調査票の中の品目をもう少し統合するなりして特定化されないような形の調査又は公表の仕方を考えるということでございます。

それから(3)の複写機のことに関しましては、これは事前に調査実施者の方で直接接触していただいた結果でございます。一言お断りしておきますが、これはあくまで事業所の販売数量に占める国内生産の割合でございます、マクロ的な意味での、我が国全体としての複写機の販売数量に占める国内生産という意味ではございません。そこがやはり2番目の点とかかわることですが、報告者からその点に関して、報告をいただくことがなかなか難しいということですよ。

ただ、一方で、OEM生産も含めていろんな形の生産形態、特に外国で生産した製品を逆輸入して国内で販売するという形態が増えている。そうするとやはり、国内の生産動態の統計としては何らかの形でその状況をとらめたいということで、とりあえず今回は複写機だけでございますが、そこに書いてございまして、今後もなるべくそういう品目も増やしていただくように努力を調査実施者の方をお願いしたいという趣旨でございます。

樋口委員長 首藤委員、どうでしょう。

首藤委員 私が個人的に理解できないのだと思いますけれども、ともかく(2)のところの市場占有率というのは、例えば上位5社とか10社とか、そういう単位で数字を出すということではないのですか。

樋口委員長 これは用語が、「市場占有率等の概念を導入し」となっているので、一般に読んだら、その意図するところがよく理解できないところなのではないでしょうか。むしろ「市場占有率等を基準にして」ということなのではないですか。今のご説明だと。

廣松部会長 それは書いた方の責任ですから私の方からお答えした方がいいのかもしれませんが、この市場占有率という言葉の表現に関して部会の中でも議論がございました。ただ、それを細かくかみ砕いてというか、表現をすると大変長くなってしまいますから、こういう言葉でまとめたものでございますが、上位5社の占有率という意味ではなくて、特定の品目で、生産しているところが本当にごくごく限られた数社、あるいは数事業所しかないということを示す言葉でございます。ですから、何というか、別の表現としては、独占とか寡占とかいう言葉もあり得たのですが、ただ、それはちょっと言葉としてはそぐわないと考え、こういう表現を使った次第でございます。

首藤委員 十分理解しておりませんが、でも、2社とか数社しかなければもうわかってしまうのではないかなあというのが先ほどの質問で、なぜわざわざそういうことを

しなくちゃいけないのかというのが理解できないということでございます。

廣松部会長 是非ご理解いただきたいのは、品目というのと、それから月報単位で公表している項目とは必ずしも一致しているわけではありません。品目自体は今1,800品目ぐらい調査をしておりますが、月報段階では114程度にまとめて公表しております。調査をしている1,800品目をすべて公表しているわけではございません。公表するときにはそれを統合した形のものになっているということでございます。

樋口委員長 集計基準ということですね。こういう形、占有率が余りにも高かったら、更に幾つかを集計して、それで発表するという意味合いだと。ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。経済産業省生産動態統計調査の変更について、本委員会の答申は、資料1の(案)のとおりとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1に基づきまして、総務大臣に対し答申します。廣松部会長を始め、産業統計部に所属されている委員の皆様におかれましては大変だったと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に。

廣松部会長 一言だけ追加ということ。

樋口委員長 はい。

廣松部会長 今回、経済産業省生産動態統計調査の諮問・答申の審議を行ったわけですが、その過程で、産業統計としての生産動態統計調査の重要性というか、同時に、困難性というのを再認識いたしました。生産動態統計全体の統合に関しては、今日、別の議題で議論されるということですので、とりあえず経済産業省生産動態統計に限定して申しますと、これはかなり前から議論になっておりますとおり、この調査結果の主要なユーザーの一つとしてSNAがございます。特にQEの推計については、今回の生産動態統計調査の変更による影響はないという形でご報告をいただき、それを部会として了承いたしました。

ただ、基本計画でも指摘されておりますが、SNA作成におけるこの生産動態統計の利用、すなわち代替推計の模索が大変大きな課題であろうと思います。そういう意味で、SNAの作成部局と、それから本調査を始めとする一次統計調査部局とで十分連携をとって、代替推計への利用可能性に関して十分ご検討いただければと考えます。これは希望という形でございます。

樋口委員長 是非連携をしてということですね。

山本委員。

山本委員 本日、国民経済計算部会の深尾部会長がお休みなので、部会長代理として、今の廣松先生のコメントについて少し述べたいと思います。

我々の国民経済計算部会では、今、先生の言われた代替推計も含めてSNAの作成基準について審議しております。今後、代替推計については、SNA作成部局の方から具体的提案をいただいて検討していきたいと考えております。

樋口委員長 是非よろしくお願ひいたします。ほかにございますか。

よろしければ、次の議題に移ります。諮問第26号「産業連関表の基幹統計としての指定」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

総務省中川統計審査官 政策統括官室統計審査官の中川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、諮問の概要を説明したいと思います。まず、クリップをとっていただきまして、一番最後についております「参考1」をご覧になっていただければと思います。今回の諮問に当たりまして、閣議決定の「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係ですが、ここに「新たに基幹統計として整備する統計」ということで、産業連関表（基本表）加工統計というのが挙げられています。「総務省始め10府省の共同作業として作成されている産業連関表は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている」ということで、「次回産業連関表の整備に向けて、21年度から所要の準備を開始する」ということになっています。

今回、これを受けて指定の手続きをとるわけですが、次の2枚目を開いていただければと思います。「参考2」のところで、具体的な統計法上の基幹統計の定義、第二条第4項であります。第一号が国勢統計、第二号が国民経済計算、今回は第三号に該当するものとなります。「行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの」。これについてはまた具体的に後でご説明をしたいと思います。イ、ロ、ハの規程があります。また、第七条において、「指定をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない」ということになっておりまして、これに基づいてご意見をお伺いするというものです。

それでは、資料2の諮問のところですが、2枚目の「諮問の概要」というのがありますが、これについては図の方がわかりやすいので、図の方で説明いたします。「資料1 産業連関表の概要」というのがあります。これについてまず簡単に触れておきます。

産業連関表の作成目的ですが、ここに書いてありますように、生産活動における産業相互の連関構造及び生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関係を明らかにし、国の経済政策の基礎資料等とすることを目的としておりまして、昭和35年に昭和30年を基準とする表が作成されまして、以後、西暦年の末尾が0または5年である年を対象として5年おきに作成されています。

それから作成内容ですが、基本構造と書いてありますが、1年間に、財・サービスが各産業部門間でどのように投入・産出という取引過程を経て生産・販売されたものであるかについて、行列（マトリックス）等の形で一覧表にまとめたものということで、次の2枚

目に産業連関表の構造が出ております。

縦系列が、各商品の原材料、費用構成をあらわし、横系列が各商品が、どこに売られたかという販売構成をあらわす表でございます。

もとに戻りまして1枚目ですが、対象期間は、1月から12月までの1年間。それから記録の時点は、財貨の生産、サービスの提供等が行われた時点、要するに発生主義となっております。先ほどの図表において、同一の商品が縦と横に設定されますので、その商品の生産額が一致しないといけないわけです。生産活動に伴う所得の発生とか支払いまでについてはタイムラグが発生します。例えば、現金主義を取りますと一致しなくなるおそれがあるということで、産業連関表では発生主義を取っております。

次に、この表章の形式ですが、金額で表章をしております、「投入表」「産出表」「生産者価格評価表」「購入者価格評価表」の4表で構成されています。

それから作成府省ですが、これは10府省と書いてありますが、内閣府を筆頭に、環境省などとの共同事業という形で行われております。

作成方法でございますが、この2枚目の表をご覧になっていただければと思いますが、基本的に部門については、縦の部門と横の部門は一致しております。ただ、数は407とか520と違いはありますが、内訳を設定しているものもありますので部門数が異なります。まず投入額という生産額と、それから産出額を確定いたします。工業統計ですとか貿易統計の品目の組みかえによって、品目別の額を算出せず額を確定する。それから各投入構造、産出構造の中身の内訳作業に、特別の投入調査でありますとか需給統計とかを利用して内訳を決めて産業連関表を確定していきます。

次の資料2をご覧になっていただければと思いますが、先ほど申しましたように、統計法上の基幹統計の要件と、今回の産業連関表がどのような対応関係あるかということですが、左側にその統計法の規定を、条文を書いています。まず「行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの」、第3号イで「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」。

これについては、産業連関表の場合は右側に書いてありますが、生産活動と最終需要面及び付加価値面との関連という国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計であると。国の経済見通し、GDPとの関係もありますが、個別施策の経済波及効果分析に広く利用されている。それから国民経済計算等の各種経済統計の基礎データになっている。具体的には次のページにどういうものかというのを羅列しておりますが、省略させていただきます。

それから次の3号口の規定ですが、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」。これについては、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果、博覧会などの波及効果分析などに使われています。

それから第3号ハで「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上で特に重要な統計」。これについてはOECDの産業連関データベースに登載されていますし、国際機関等において各国の産業連関の比較等に広

く利用されているということで、統計法上は、次のいずれかということではなくて、いずれの号にも該当する統計であるということで、諮問の当初の資料2ですが、産業連関表を基幹統計に指定することとしたいというのが諮問の概要です。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。本件の詳細につきましては、付議する部会でご審議いただくということにしたいと思います。

ここで、特段のご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、本件を付議する部会についてですが、産業連関表はGDP推計と密接に関係しておりますので、国民経済計算部会に付議するのが適当であると考えます。ついては、現在の部会設置内規を変更する必要がありますので、変更案について、これは事務局から説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料3をご覧ください。上から2番目のところに国民計算部会というのがございまして、そもそもの所掌事務は国民経済計算の作成基準の設定のみにとどまっていたのですが、今回、先ほど委員長からのご説明にありましたように、産業連関表はGDP推計と密接に関係しますことから、この部会で審議したいと思っておりますので、所掌事務を「及び産業連関表に関する」というものを加えさせていただきたいと思っております。

樋口委員長 それでは、国民経済計算部会の所掌事務につきまして、資料3のとおり変更したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料3の部会設置内規(案)のとおり、変更いたします。

次に統計委員会専門委員の発令等でございます。本件の審議に参加していただくため、お手元に配付されております資料4のとおり、5月21日付で任命されております。また、部会への所属については、資料3のとおり内規を変更しましたことから、資料5のとおりとしたいと考えております。

では、本件については、国民経済計算部会でご審議いただき、その結果について、本委員会にご報告いただくことにしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 では、そのようをお願いいたします。

本日は、現在、総務省の方で渡辺総務副大臣のもと検討が進められております「統計の統合に関する事務レベルでの検討結果」についてご説明をいただく予定でございます。6月から予定されております「平成21年度法施行状況報告」にも関する審議になるかと思っておりますので、その点を考慮しまして、検討状況について総務省の方からご説明をお願いした

だと思います。特にこの委員会と共通認識を得るためにこれを行うものでございます。

では、総務省、お願いいたします。

総務省政策統括官 政策統括官の池川でございます。

渡辺総務副大臣でございますけれども、国会対応で遅れておりまして、なかなか時間が読めないところがあるということで、内容の説明を私の方からさせていただければと存じます。

資料でございますけれども、お配りしております「統計の統合に関する事務レベルの検討結果について」、これは一枚もの、その下に【別紙1】といたしまして「個別の統合(案)と各府省の意見について」、その下に【別紙2】といたしまして字が小さくなっておりますけれども、色のついております「基幹統計及び一般統計」というのが頭に書いておる統計のリストでございます。それから、今度はA4縦になりますが、参考1といたしまして、「公的統計の整備に関する基本的な計画(抄)」、それから、頭にメモと書いてありますもの、それからあと参考2といたしまして、「統計の統合に関する区分」、以上の資料を用意させていただいております。

前回、4月16日の統計委員会におきましてご質問に答える形で、統計の統合につきましての事務レベルの案の検討途上である旨のご説明をいたしておりますことでもありますし、また時間の関係もございまして、経緯に係る部分は省略、割愛をさせていただきまして、統合整理案の内容に係る部分について概略説明をさせていただくということでお願いしたいと存じます。

まず、公的統計の整備につきまして、統計法、それから統計法に基づく基本計画の関係部分を概観させていただければと存ずるわけでございます。統計法は、もうご承知でございますので特に資料は用意しておりませんけれども、その第1条、目的の部分におきまして、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図」るべきことを規定しております。その内容といいますものは、統計法に基づきます公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画に具体化されているのであろうと考えるわけでありまして、先ほど用意しました資料の中でA4縦の参考1をご覧くださいと思います。

この基本計画におきまして、公的統計の効率的な作成といいますか、そういったものに言及されている部分、大きく触れられている部分と断言していいのでしょうか、それを抜粋しております。無論、このほかにも効率的な整備に係る部分というのは、個別統計に関連して述べられているものとか、随所にあるわけでございますけれども、ここでは省略しております。

私どもは、このたびの検討に当たりまして、渡辺副大臣のご指示に基づきまして、この統計法の目的、基本計画に書かれております基本的考え方をベースとして採用させていただいたということでございます。

この参考1のところを簡単に触れておきます。キーといいますか、コアの部分につきましては下線を引かせていただいておりますけれども、上のところから入りますと、第1としまして、施策についての基本的な方針とあるわけでございます。3としまして基本的な

視点とあるわけでございますけれども、この有用性のある統計整備の関連で、その下のパラグラフになりますが、いろいろな状況変化を踏まえまして、その精度を確保しつつ効率的に統計を作成すること云々という部分がございます。

その下の(2)でございますけれども、同じく下線部分に触れますと、「必要性や効率性の観点から、既存統計を客観的に評価し、見直しを行っていくことも同時に必要である」ということでございます。

それから(4)、「公的統計は可能な限り効率的に作成されなければならないということに留意する必要がある」ということでございます。

それから、その裏側、第3というところでございます。これは第1の基本的な方針に基づきまして、具体的な整備の施策と申しますか、それを記載しておる部分でございますけれども、第3の3「経済・社会の環境変化への対応」という中の(2)「統計の評価を通じた見直し・効率化」という項目がございますが、「現状・課題」のところ、「引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進することが必要となっている」。「取組の方向性」、この下のイでございますが、「公的統計の有用性の確保・向上を図る観点から、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進する」と触れられておるわけでございます。

そういう意味で、ここに書かれております基本的な考え方に則りまして、私ども、作業を進める必要があると認識をいたしまして作業してまいったところでございます。

早速、その案の内容の説明にまいりたいと思っておりますけれどもA4横の一枚紙、「統計の統合に関する事務レベルの検討結果について」、これでご説明をまずしていきたいと思っております。上の段、「総務省における検討結果の概要」とございますけれども、平成22年4月1日現在で335統計あると。従前は、347という数字を皆さんお耳にされたと思っておりますけれども、これは昨年度、平成21年度4月1日現在の数字でございます。この1年の中で、数字といたしましては12減っておるわけでございます。

この335統計につきまして、統廃合というものをどのようにしていくかでありまして、そのうち現状どおりとしておりますものが214の統計であります。何らかの形でさわっていくもの、これが121統計、ここに書かれているとおりであります。そのうち98の統計を26の統計に統合したらどうだろうか。23の統計については廃止等をしていくというふうにしたらどうだろうか。

その結果といたしまして335統計が、全体で約260～240の統計になっていくのではないかと申します。

この上の段のやや右のところ、印で注書きをしております。私どもの示しました案と申しますものは、各府省の担当の皆様方とのご意見のやりとりという中でできておるわけでございますけれども、当然のことながら、それぞれのお立場のご意見というものもあるということで、後ほどご覧いただきますけれども、この案と申しますもの、一部反対のご意見があるもの、あるいは意見を留保されているもの、そういったものもあるということでございます。そういう意味で、この統合整理した後の260～240という形で、若干幅が

あるものになるだろうと、こういうことでございます。

それから、また後ほど廃止につきまして触れるところがあるかと思えますけれども、廃止等と書いているということは、統計調査という手法でもってデータを取ってくるものから、他のデータで代替できるではないか、あるいはいろんな行政上のデータで代替できるではないかといったもの、あるいは他の統計に吸収していくことによって廃止の形となっているもの、あるいは全く完全にやめてしまうもの等々、類型としては様々ございますけれども、そういう意味で、「廃止等」という表現をさせていただいておるということでございます。

この下の段は「効果等」ということで書いてございますけれども、色分けしております。この類型につきましても、私ども総務省政策統括官室の方での分類でございまして、この分類の形態がいいかどうかというものもありますけれども、(1)から(4)に色を塗っておりますけれども、この統合がどのようにこの類型の中に落とし込まれていくかにつきましては、一番下の 印に、「各統計がどの類型区分に該当するかは、総務省政策統括官において見込みとして判断したもの」と書かせていただきましたけれども、専ら私どもの責任で類型化させていただいたということをご承知おきいただければと思います。

ここに書いてあります類型といえますもの、(1)のところは基本計画の中にある程度明示的に書かれました統計の統合のパターンのもので、それから(2)は、統合することによりまして一覧性の向上とか有用性の向上、統計そのものの有用性というものがあるだろうといったもののほか、業務を行う上での効率化も期待できるのではないかとといったものがあるもの。それから(3)のところは、そういった統計の有用性の向上効果あるけれども、業務の効率化までは期待できないだろうと、このようなもので類型化させていただいております。(4)のところは廃止等でございます。

ということで、【別紙1】を個別に見ていただければと思いますけれども、この【別紙1】につきまして、「個別の統合(案)」と表題にあります下に点々で枠囲いしておりますけれども、それぞれの統合のグループごとに、調査の状況ですとか、あるいは各省からの意見が個別にありますよといったことでマーキングをしております。をつけているものはおおむねご了解いただいている、それからPとつけておりますもの、反対意見や留保等があるといったところでございます。ご覧いただきますればと思います。

1枚めくっていただきますと、2ページ目の左上に 1 から26までございます。先ほど、121統計につきまして、98を26統計に統合したらということがあると申し上げましたが、数字はこの 1 から26ということで一致をしております。

1 から 3まで、これが基本計画において再編統合の検討対象になっているものでございまして、生産動態統計調査等の関係でございまして。下のところに各府省からのそれぞれのご意見を書かせていただいております。調整状況、 と書いておりますものも各府省からいただきましたご意見につきましてはそのまま書かせていただいておりますのでございます。

時間の関係もございまして余り中に入ってということは難しいかと思えますので、ざ

つとご覧いただければと思います。 2が企業活動関係、 3が住宅・土地の関係、 4が家計調査、 5、科学技術関係、 6、サービス産業の動向関係、 7、学校給食実施状況等の調査、 8が介護事業等、 9が作物関係、 10が新規就農者、農業関係、 11、鉄鋼関係、 12が法人の土地建物関係、それから 13が航空貨物、 14が環境関係のもの、 15は、先ほど諮問がなされました産業連関表関係のもの、それから 16が学卒、新卒者の内定状況に関するもの、 17、社会福祉、介護等、 18が集落営農、 19が水害等、 20が無医地区、無歯科医地区、 21が医療施設、患者、病院、 22が母子家庭、全国家庭云々、それから乳児、 23は労働安全衛生関係、 24が社会保障・人口問題関係、 25が都市交通、パーソントリップ関係、それから 26が貨物物流関係ということで、ページ数でいきますれば、21ページからが廃止等の検討が可能なもの等ということでございます。これは各府省別に整理させていただいているところでございます。

21ページのところは、各府省さんの方からいろいろご提案をいただいたということでございますけれども、22ページのところは、若干いろいろ意見が書かれていることからわかりますように、こういうものはどうだろうかといって経済産業省の方でいろいろご検討いただいたということで、いろいろ考え方、意見等が書かれていると、こういうことになっております。

現時点の事務方の検討案としてはこういうものでございますけれども、【別紙2】のところは、335統計につきまして先ほどの類型ごとの色塗りをしているものということでございます。この表で335全体を網羅いたしまして、担当部課、調査名、種類、それから周期といったものでリストアップをしているところでございます。

全体は以上でございますけれども、このような統合についての判断基準といいたしめようか、考え方といいたしめようか、そういったものが導き出せないかということにつきまして、やや蛇足的になるかと思っておりますけれども触れさせていただければということで、先ほどご覧いただきましたメモと参考2を用意させていただいたわけでございます。

参考2は、今の26の統合グループごとに関係する調査名を並べておまして、枠囲いで一つの類型化をして書いてあります。これは当初の検討の際の仮置きのな類型の形でございます。ですから、これで直ちに判断基準ということにはならないのだろうと思っておりますけれども、とりあえず、先ほどの横紙、「個別の統合（案）と各府省の意見について」に書かれております分類といいたしめようか、各統計の統合グループの一番上のところに書いております「基本計画において云々となっているもの」というものを注書きしております、それごとのグルーピングをしております。

この26の統合案をベースといたしまして、ではどういう考え方かということで、メモと書いております紙をご覧いただきたいと思っております。まだメモという形でございまして、そういった判断基準を成熟したものとしていくためには、統計委員会の皆様方のご意見等々いただきながら頭の整理をしていく必要があるかと思っておりますけれども、とりあえず若干披露させていただければと思います。

先ほどの統計法の目的等もございまして、公的統計というものが国民にとりまし

て合理的な意思決定を行うための基盤となる情報であるということからいたしますと、統計調査というものは一定の目的のもとに行われるのだらうと考えられるわけでありまして、その目的によりまして調査を実施しようとして、こういうことになるかと思っております。その目的を実現するためにどんな事項を調べるのか、あるいは調べる対象者は、どのように調べるのがいいのだらうか、どうすれば合理的か、時期、周期は云々、こういうことになるかと思っております。としますと、統計、あるいは統計調査の目的というものがやはり第一に考えるべきことかなと。そういたしますと、2つの統計を統合しようとした場合に、統合できるかどうかは、統合した一つの統計として、その統合的な目的を設定できるかどうかではないのかと考えられます。そこで「調査の目的」ということを書いております。

次に、「調査事項」、「調査対象・報告者」でございますけれども、これら2つの事項、これが次に主要なものになるかと思っておりますけれども、この2つの事項、どちらも同一だということでありまして、これは統計の重複の問題でございます。そうなりますと、これは重複の観点から整理をするということであろうかと思っております。これは常に審査の中で整理していくわけでございますので、そんなに重複はなかろうかと思っております。

そういたしますと、調査事項、あるいは対象対象・報告者のどちらも同一でないということになりましたら、これは全く無関係のものを統合するかのごとくでありますので、これもまた統合の対象にならないのだらう。そうしますと、調査事項か、あるいは対象者・報告者、いずれかが同一ではないのかなと考えられるわけでありまして。

更に申し上げますと、実際に個々を見ますと、同一まではいかないけれども、この2つの事項が類似しているといったものも現実のところ見受けられるということでございます。この辺り、調査事項、対象、あるいは報告者といったものを見ながら考えていくべきだということでありまして。

余り時間もないようでありますので、この辺りの中身の部分については後ほどまた別途という形にしたいと思いますけれども、その後の時期、周期、あるいは調査手法といったものはかなり技術的な部分が出てまいらうかと思っております。これらはそういったものを考えながら、本当に統合して大丈夫かと、現実を踏まえながらやっていく必要があると思っております。

最後、矢印で、有用性向上とか効率性の向上と書いてございますけれども、統合することで、統計の有用性が向上しないような統合であれば、それは本当に意味あるのかと考えられます。あるいは効率の向上につながらないものはいかなるものかということが考えられる。こういった幾つかの考慮すべき事項があるということでございます。

いささか未整理の考え方を披瀝いたしましたけれども、今後、先生方のご意見を賜りながら熟度の高いものにしていきたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。335を260～240に統合するというところで、大幅な統合というようなことになるかと思っておりますが、これは総務省の考えということで、私どもも統計委員会としてもいろいろ検討していかなければいけないと思っております。

皆様からご意見いただきたいと思いますが、個々の細かい点につきましては後日ということで、統計の体系的整備について、専門的、あるいは大局的な観点からご発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞお願いいたします。

井伊委員。

井伊委員 今のお話を伺っていて、あと資料を拝見して思ったのですが、統計法が変わりまして、統計の目的が行政から国民へと広がったわけですが、統計の統合というのは専ら行政の視点ですね。無駄を削減するという視点から検討されているところが少々気になっております。統計の作成者としての立場だけから整理をするのではなく、利用者のことを考えてやるべきではないかと思えます。

細かい点に関してはまた専門の委員会ということですが、例えば有効に利用されているかどうかという観点を考慮するときに、匿名データの提供をその基準に入れていったらどうかとかこの統計委員会で今まで議論したことを、いろいろと活用できると思いますので、もう少し利用者の視点ということを考慮していただければと思います。

樋口委員長 佐々木委員。

佐々木委員 先ほどからのご説明、極めて大きな違和感を持って聞いています。個別の内容を読みまして、非常にまじめに検討されていて、こういうことができいくのだろうというのは感じられていいのですが、昨年3月までに2年間、統計をどのように持っていくかという大議論をやって、勿論、リソースの問題も合理化の問題も話題になりまして、私も素人ですから知らなかったのですが、1万9,000人いた統計関係者が5,000人を切って、今、4,000人になろうとしている。統計関係の費用も大幅に削減されていく。各省の中で最も弱い統計部分が最初に合理化の対象になっていって、かなり危険な状況になっているという認識が、検討メンバーには共通の考え方としてあったわけですね。

それで、この「公的統計の整備に関する基本的な計画」というのができたのですが、先ほど統括官の方からは、合理的なところですか、効率的な作成関係部分のことだけ抜粋されましたけれども、リソースのことは抜粋されていませんね。リソースについては、方向についても確認されていて、統計に対する質・量ともに大きな要求水準があって、なかなかこれは減らせない。私はいろんなやり方で減らせるのではないかと考えていたのですが、減らせないというのが一応のコンセンサスだったわけです。

この間、2月に統計利用者として出席された外国人の方（ロバート・フェルドマン氏）が、日本の統計は何やっているのかと。たしか国民経済計算をやっている人は50人しかない。ほかの国見てみる、200人いるのではないかと、何を考えているのだということを言われましたね。そういうところに持ってきて、この基本的な計画というのは、去年3月13日、閣議で決定された国の方針なのです。それをちょっと一声出したからといって、335統計が240統計に減って、あたかも人もお金も出てくるかごとの印象を与える、こういう資料の作り方というのは、私はいささか違和感を持って聞いていました。

効率的にやらなきゃいけないのは勿論です。これを見ていたら本当に効率しなきゃいけない部分はたくさんありますよ。だけど、ではリソースは、それをスライドして減らして

いけるかといったら、それはまた別の問題だと思うのです。もっともっとやるのがたくさんあるはずですよ。中核的人材の育成なんか何もできてないわけですからね。だから、その辺をトータルで議論して結論を出さなきゃいけないと思うのです。ですから、今回の提案は真摯に受けとめて、では、この閣議決定した基本的な計画を修正するのもしないのか、もう一回議論する必要があると私は思います。

樋口委員長 津村政務官。

津村大臣政務官 内閣府統計委員会担当の立場から、先ほどの総務省のご説明を大いに補足させていただきたいと思います。

今、お配りした一枚紙を是非ご覧いただきたいと思います。今の井伊先生、佐々木先生のお話とそう外れていないつもりなのですが、今回の総務省の取り組みの位置づけを、まず知っていただきたいと思います。

事の発端は幾つかありますけれども、内閣府の例で言えば、去年の12月のGDP改定と、その前後にあった、もう少し統計をしっかりと作っていかなくちゃいけない、統計を頑張っていこうというところがありまして、その際に内閣府に対してはGDP統計の充実です。そして、それに関する一次統計との関連をきちんと精査して、場合によっては、よりリソースを割いてでもきちんとした政策オリエンテッドな統計、これは政策オリエンテッドだけではなく、利用者・ユーザーオリエンテッドも必要だと思いますが、統計の充実・強化という部分がまず片方で内閣府に対して官房長官からおりてきました。GDPは何をやっているのだというお叱りもありました。

その一方で、総務省に対しては、スクラップ&ビルド、限られた4,000人ですから、GDPを強化するためには、場合によっては農業統計とか...、わかりません。農業統計も今の状態でベストなのかもしれませんが、少し資源配分を、単に減らすのではなくて、選択と集中する中でどういう手法があるのか、そのビルドの方は内閣府でよく考える、スクラップの方は総務省で案を出してみろという、これは車の両輪の話なのです。

今、スクラップの話だけ説明されたので、非常に混乱するような状態だと思いますが、そういう横串を刺してやっていこう、その場はこの内閣府にある統計委員会の場で、ここで統合していこうということでございます。

この335を240~260へ削減というのは、4月の時点で渡辺総務副大臣から資料をいただきましたが、先ほどの佐々木委員のご指摘のようなことにもなりますので、私、4月20日に副大臣のところを訪問しまして、これは統計委員会では是非議論させてください、縄張り争いする気はないので、一緒に議論しましょうということで、今日ここに副大臣の席があるのです。もう昨日まで来てくださることになっていたのです。これはもう仕方のないことですが、国会があっという間にしゃっていませんけれども、一緒にやろうという姿勢を見せていただいているから、ここに空席があるということです。

副大臣と一緒に言っているのは、これはもう急ぐ話だから、5月のここで両サイドの問題意識をまずぶつけよう。この場だけでは結論が出ないから、それから1か月かけて、6月には実質的な結論ないし方向は出していこう、そういうことを考えているのです。そ

れが今、私の名前でお配りした「対応の方針」の(1)と(2)に書いていることです。

ここにも書いていますし、佐々木委員もおっしゃられたように、これまで統計の統合・廃止については、基本計画で十分議論されているわけですから、その整合性を十分検証しながら進めないと、それは減茶苦茶になるよねということを確認したいと思っています。

2.で書いているのは、むしろ統計を充実させていくサイドからの現在の日本の統計の課題です。リソースが削減されている中で、GDP等の統計の精度が課題になっていますし、あるいは成長戦略、今から描いていくわけですけれども、PDCAサイクルをしっかりと回そうというからには、その評価をするための統計なり調査というものがないと政策評価ができないのだとすれば、スクラップも必要ですがビルドも必要で、体系的な整備をする必要がある。

例えばGDP関連の一次統計だけを取っても、ここに4つ例示をしておりますが、例えば消費推計でしたら、家計消費状況調査の調査項目を拡充して、単身世帯を含めた十分な調査世帯となる標本数を確保すること。それから2番、設備投資推計でしたら、四半期別の法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法を見直すのはどうか。3番目の公的資本形成でしたら、中央政府だけでなく、地方政府のことも整理を検討するべきではないか。4番でしたら、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備について、これは各府省にもタマを投げようではないかと、そんなことも議論したいと思っています。

それ以外にも、
、
と全部は読みませんが、サービス関連統計が日本は弱いと私は伺っておりますし、日本がこれから少子高齢化だとか、場合によっては地球温暖化の問題だとか、先般、井伊先生からは医療関係の統計の整備についてもお話いただいているのですが、こういった社会の構造変化に伴った統計の整備のあり方というのは、これは是非考えていかなければいけない。つまり、効率化と整備両輪で一体として考えていきたいと考えております。

ご参考までに、ここに書いてないことで申し上げれば、私たち国家戦略室の方では、今、GDPだけではなくて、幸福度指標、社会の進歩をはかる指標ということについて議論をしています。単なるGDPの伸び悩みの言い訳にとどまらないように、OECD等の国際標準的な議論ともしっかりオーバーラップさせながら、フランスのスティグリッツ委員会であるとか、カナダそのほかにもそういう新しい社会進歩の指標というものを今、議論しているようですし、来週、OECDの閣僚理事会がございまして、菅大臣の名代で私行ってくるのですが、統計の話をして2つの柱のうちの一つにして、ギリシャのようなこともありましたから、統計の国際標準というものをしっかりと改めて見直して、それにどれだけのリソースを割いていくべきなのかとか、場合によっては他国の統計のあり方についてお互いにチェックしていくような、内政干渉になっちゃいけませんけれども、何らかの国際的な枠組みが作れるのかどうかといったことを場合によっては提案も含めて議論してこようと思っております。これは、ひいては6月にまとまる民主党の成長戦略の中の一つの項目としても、幸福度指標という形で項目立てしていきたいと思っています。

これは最後にご提案ですが、ではあと1か月でどうするのかということです。何回も統計委員会を開くわけにいかないという中で、第三者機関であります統計委員会の場ですから、ここのコアメンバーの皆さん、何回も足を運んでいただいて手間を取らせるのは本当にしのびないのですけれども、メール等のやりとりということも含めて何らかの形で皆さんにお知恵をいただきながら、一応、今、問題の投げかけだけはさせていただきました。

ビルドの方ではこういう課題がありますというのが、今ここに書いているとおりです。ただし、これは私の狭い問題意識ですので、もっともっと肉づけしていただいて、一方では総務省が大分努力してこの240という数字を案として出していただいていますので、これをどううまくつなげていくかということ、渡辺副大臣と私も含めて、場合によってはマーケット関係者の方々、ユーザーの方々への個別ヒアリングもさせていただきながら、次回の委員会で、是非、渡辺副大臣ないし政務官にもご出席いただいて、私も極力時間を取るようにいたしまして、この場でもう一回議論できるように勉強したいと思っております。

樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

総務省政策統括官 私の説明につきまして、そもそもスタートが渡辺総務副大臣からのご指示から始まっているということもございまして、余り考え方の部分に及ぶことは避けたところもございまして、私が渡辺総務副大臣をおもんぱかって申し上げるのもいかがかとは思いますが、キーワード的な申し方でありませば、その副大臣の言葉をかりれば、今回の検討というものはスリム&ビルドであるという言い方をされております。現在のもの、当然のことながら、統計の重要性はさることながら、必要なデータはしっかり取らなきゃいかんのだと。しかし、それは効率的にという意味でスリム。必要な統計はまたしっかり作っていくということでビルドということをおっしゃっておられます。

私が申し上げて正しく副大臣のお考えが伝わるかどうかわかりませんが、スリム&ビルドということでとりあえずはご説明させていただければというのが1点でございます。

それから佐々木先生の方から効率化のことばかりではないかというご指摘もございましたが、ここの抜粋ではあります、もう一度ご覧いただければと思います。第1の3、「施策展開に当たっての基本的な視点」であります、その全体を一応抜かせていただいておりますが、効率的な部分のところの下線を引いておりますものは、申し上げるならば基本的な有用性を確保しつつ効率的にということです。有用性の高い統計をいかに効率的にという考え方で基本計画というのはできているわけでございますけれども、特に今回の統合のものが基本計画と無関係に行われているのかというところではございませんということで、その考え方に沿っているのではないかとということで、特に下線は、効率的という部分に引かせていただいたということでありまして、何も効率化、あるいは統廃合のみを目的としてやったものではないということを申し上げておきたいと思っております。いささか説明が稚拙でございました点はおわび申し上げます。

それから、井伊先生からのお話にございました、利用者の立場・見方の点、それはもう全くご指摘のとおりであります。ただ、作業手順として、私どもの方からこれまでの経験の中での統合の案というものを示し、また各府省からご意見いただいたということで、当

然のことながら最終的に決めていく過程におきましては、利用者、これは利用者というのは非常に広いものだと思っておりますが、一次統計を使う二次統計側というものもありますし、それから新しく今回の統計法の中に盛り込まれた国民という視点といったものも当然あるかと思っております。それはこの案を作る段階のところでは、申し訳ございませんけれども入ってございません。しかしながら、今後そういった視点でのチェックといえますか、これは当然重要なことであろうと思っております。

樋口委員長 済みません。ちょっと短目をお願いします。

総務省政策統括官 はい。そういう意味で基本計画とのかかわりで申し上げれば、その他、いろんなリソース、あるいは充実施策等々、これはもう基本計画に書かれてあって、各府省ともそれに従って努力をしてくれていると思いますけれども、その状況といえますものは、今後行われてくる施行状況報告の中で報告をし、またご議論いただければと思っております。効率化だけということではないということでも申し上げました。

樋口委員長 佐々木委員。

佐々木委員 全体は、非常に優秀な官僚のとおりですけれども、民主党といたら、今、世間は仕分けだと思っております。こういう話が出てくれば、すぐそういう話になっちゃいますよね。ただ、今日、津村さんのペーパーを見ると、非常にそのような感じは受けなくて、さきほどのお話であれば、是非一緒に検討して、いい方向に持っていきたいと思います。

樋口委員長 廣松委員。

廣松委員 手短に。先ほどの津村政務官、それから政策統括官のお話を伺っていて、少なくとも今回の統合プランとして出されたものに関しては、基本計画の理念に則って作っていただいたものだと考えています。恐らく、数だけ見て、私もちょっとびっくりしたのですが、よく見ると、ここには一般統計調査も入っています。基本計画を作るときに、当時の指定統計が中心、今の言葉で基幹統計がメインターゲットだったものですから、基本計画にはそれ以外の昔の承認統計や届出統計は入っていません。現在それらは一般統計ということになっていて、それがこの統合プランの一覧表の中で多数を占めているという印象を受けます。

そうすると、一般統計の扱いをどうするかというのが恐らく、今後、この統合プランを考えると一つのポイントではないかと思えます。一般統計にはさまざまなものがあります。原局が直接報告を徴集しているようなものから、かなり大規模な一般統計調査まであります。ですから、それらをどう整理するかというのがやはり統合プランを考えると一つのポイントではないかと思えます。それが1点。

それからユーザーの視点ということに関しては、私も井伊さんのご意見に賛成で、その点はやはり十分考えるべきだと思います。

それから3点目といたしまして、この統合プランと関連して、先ほど津村政務官の方から、ビルドも考えると言っていたいただきましたが、それと同時にもう一つ、基本計画の中の大きな論点として、統計情報と同時に行政記録情報をどのように活用するか、さらにすべての調査の基礎となるビジネスレジスターというか、事業所母集団名簿の整備事業をどの

ような形で進めていくかということをお話しています。これらはひいては効率化に直結する大変重要な基本計画の提言だと位置づけています。その意味で、統合プランをこれから委員会としてどのように考えていくかというときに、これらについても考えるべき論点としてつけ加えていただければと思います。

津谷委員 先ほどからユーザーの視点というものも考えるべきだというご意見が出ておりました。私も賛成でございます。ただ、それにもう一つつけ加えさせていただくならば、被調査者、つまり回答者、調査協力者の負担をなるべく軽減していきながら、効率的に良い情報を、重複を削減しながら取っていくという姿勢も大変必要かと思えます。調査環境は大変悪くなっておりまして、余りにも回答率が落ち込んだり無回答な項目が多かったりしますと、統計自身の質、信頼性というものも損なわれてしまいます。それはもうユーザーであろうが調査実施主体であろうがみんな困るわけですので、これもやはり視点に入れながら広く考えていただくということも必要かと思えます。

阿藤委員 大分重複しますけれども、1つは、基本的には佐々木委員がおっしゃった意見に大賛成というか、基本計画で行ったことは勿論、効率性の問題もありますけれども、いかに国民に有用な情報をきちっと提供していくかという視点から、むしろ今、統計の質の劣化とか、そういうことが言われているということで、非常に難しい話だけれども、そのリソースというものを何とか確保する。そういうことで一生懸命頑張って作った基本計画なものですから、何かそれを非常に全否定みたいになると大変頭が痛いなということがございまして、その点、同じような気持ちを持ちました。

もう一つ、今、統計ということでお話もありましたけれども、この総務省からいただいた案は基本的に統計調査の統合案と見えるのですけれども、まさに今、廣松委員からご意見あったように、基本計画になりますと、統計委員会で扱う統計というのが、いわゆる調査統計だけではなくて、加工統計や業務統計も含む、もっと幅広いものを統計と考えるという視点からいろんなことを考えようということなのですが、どうもここで見ると、統計調査のしかも基幹統計よりもむしろ一般統計に非常に比重が置かれた、そういう統合案というのが出されているということで、それもちょっと違和感があって、もし見直すのならば全体として考える、全体像を考える中で統計調査の整理も考えるという姿勢でないと、なかなかそこだけ焦点を当てるといってもちょっとどうかという気持ちがありました。

第3点としては、先ほど津村政務官の方から、スクラップだけではなくてビルドがあるというお話をいただいたので心強い思いでございますけれども、このいただいた紙の2.の(2)の 、 、 とご説明あったのですけれども、やはり の方に重点があって、ですね、私は人口・社会統計を専門にしていますものですから、その点で言うと、いわゆる新しい統計ニーズということから言うと、経済統計というのは昔から非常に重要だということはお話しているのですが、やはり今、少子高齢化ということで、特に女性の働き方と子育てという問題が大変な問題に差しかかっているということで、政策的にも大変大きな問題なのですけれども、それを支えるためのやはり社会統計がどうも不十分ではないかということをお話していただけたわけですので、そういう意味で、その点も十分にご配慮いただ

きたいと思う次第です。

以上です。

樋口委員長 首藤委員。

首藤委員 取り組みの方向性といったしまして、基本的な計画の中で、公的統計の有用性の確保・向上を図る観点からということが第一に明記されておりまして、そして、そのためには統計の品質の維持というのが私は一番大きな課題ではないかと思っておりますが、そうしましたときに、例えば重複した統計とか類似の統計を統合していくというのは1つ重要な方向だと思えます。しかしながら、品質の向上という観点から言うと、更に力を入れるべきところには資源を配分するということが当然のことながら求められるわけです。

そうすると、次のステップとして資源の再配分とか、あるいは場合によっては資源を更に投下するという必要かもしれないという状況が生じると思うわけですが、そういった資源の再配分というのが、実際にどの程度有効に進められるのかということには非常に疑問を持っております。場合によっては、特定の重点を置くべき分野に対してはより多くの資源を配分するという点で、追加的な資源投入というのも当然必要であると思えますけれども、こういったことが十分検討されないでスタートされるということに関して、結果として出てくるものが結局は目的とするものと違ったものになる可能性がある。こういう点に関して政策的な観点からどのようにお考えなのかということについてお伺いしたいと思います。

樋口委員長 それは政務官にお答えいただきたいということですか。

首藤委員 そうです。

樋口委員長 ちょっと1か月というのは短過ぎるのではないかと。

首藤委員 1か月の短い間ですし、結果として出てきたものに対して、仮にそういう資源の再配分とか追加投入が必要だということが出てきたときに、どのように対処されるおつもりなのか。かなり思い切ったことをしなければいけないことになる可能性もあるわけですね。

樋口委員長 どうですか。

津村大臣政務官 余り気のきいた答えにはならないのですが、まず、1か月と言っているのは、やはりこれは定員の問題がすごく大きいと思えます。勿論、新しい統計を作ろうと思ったら、その設計だけでも半年や1年位かかったり、過去のGDP改訂のときなどは1年間回して、季節調整とかも含めてしっかりとできることを確認できてから公にしていくということもあるようです。しかしながら、この1か月と言っているのは概算要求とか定員要求というのが大体夏頃ですから、そのときにある程度気のきいたことを言うておかないと、漠然と統計はスクラップもあればビルドも大事ですとか、GDPが大事ですなんて言っても、今、50人ではなくて77人ですが、それを80人、90人にしていきたいということなのですが、とても説得力を持ち得ないので、今回OECDに行ってフランス国立統計局というわりと全省またがってきちんとしたものがあるようなわけですが、そこのことなんかも多少レポートに載せながら、何とか他省の政務三役をくどき回ら

なければいけないので、そのための材料をあと1か月後ぐらいにいただけると私としても動きやすいなど。まず最初に味方に引き入れるべき渡辺副大臣を今、一生懸命引き入れようとしているということですが、まずは定員なり大きなビジョンなりというものを早目につくりながら、確かにおっしゃるように、あと1年たって何も変わってないとお叱りを受けるかもしれませんが、まず手をつけたいということでございます。

樋口委員長 方向性を出していくということで。

椿委員。

椿委員 統計の品質のお話は、まさにそのとおりだと思うのですが、統計の質というのは標本の回収率とかそういう問題ではなくて、何といてもいかに利用されるかということが最大の質であって、それがデザインですよね。今回、問われていることというのは、前回基本計画の中でそれは十分議論されたことだと思うのですが、基本的には統計が政策に生かされる。先ほど津村政務官の方から、国家戦略室などで使うと、統計はどのような筋道の中で実際の政策立案に使われるかというそのプロセスがかなり明示された上で、それならばどういう統計を作るのか、現在の統計の中でどの統計のプライオリティが高いのかということを経験できるのだろうと思います。

現在、私も統計の専門家というのは、むしろ見かけの品質といいますが、そういうものをきちんとしていこうということに関する専門性という形で議論せざるを得ないのですが、その上で我々はそれに資するものを作るという議論ができるのではないかと思う次第です。ですから、私どもの中でいろいろな専門的な意見という形での開示はできるかもしれませんが、一方でまさに政務部局というのでしょうか、そういう政務の方々も一体この統計をどうやって利用していくかというプロセスモデルをきちんと提示していただくということも必要ではないかと思う次第です。

樋口委員長 ほかにどうでしょう。

安部委員 全体の議論と一致するかどうかちょっと疑問ではありますが、利用者の視点から発言させていただきます。既存の磁気データの保存ということが実は余りしっかりとされていないかもしれないというようなことがあります。例えば、前回の生産動態統計調査でしたでしょうか、そこでもそういった磁気テープの保存に関する議論があったようでした。それは一つの例というまでです。

あともう一つは、統計はたくさんありますけれども、利用者の使い勝手が悪いというか、私自身そういうことを経験いたしましたけれども、一般統計調査の目的外使用ですね。目的外利用をしようとする、手続に何か月もかかる。一度はやっても、では次もう一度やるのかという、またあの長い手続きかという感じで負担感が重く、結果として既存の統計が利用されない事態が生じていると思うのです。

統合ですとかいろんな話題はあろうかと思いますが、今あるものを、ほんのちょっとした努力で、あるいは多少の努力でかなり活用できるということがあるにもかかわらずなされていないのではないかと私はずっと感じております。今、申し上げた以

外にも、例えば集計データの利用とか公表とか、どれだけ利用しやすい値段で売られているかとか、そういうことまで含めて、もうちょっと既存のものを活用する、それによって広い支持があるかどうかは別ですけれども、必ず利用者の支持は増えます。比較的低コストで実現可能な既存統計の活用をすすめることが重要ではないかと思っております。

以上です。

樋口委員長 ご議論もいろいろあるかと思いますが、どうぞ。

農林水産省統計部 済みません。行政でオブザーバーの身で発言するのも恐縮ですが、1点だけコメントさせていただきたいと思えます。

まさに、今、各先生がおっしゃったとおりだと思います。私ども農水省でございますけれども、統計委員会は日本の統計の司令塔ということで、日本のデザインといいますか、今後の21世紀の大きなデザインを決める、その大きな転換点にあるのだと思います。そのとき、私ども、今回、統計の統合プランについても、政務三役と十分話して、一方で、国家戦略としての戸別補償政策、この実現にどう貢献するかという観点でこうした案を提案させていただいている。十分総務省とお話しして…、

樋口委員長 済みません。個別の府省の話、個別の点に入るとどうにも議論が…。

農林水産省統計部 1点だけ、要するに先生方が言ったビルドにさせていただきたい。これは非常に大きなことだと思います。日本のデザインをつくり上げることが非常に大きなことだと思います。それだけです。

樋口委員長 どうぞ。

廣松委員 さっきの安部さんのご意見ですが、保存状態に関して生産動態統計はちょっと違います。安部さんが引用されたのは一般論として出た話です。保存の状況等に関しては、基本計画を作るときにワーキンググループで調査したものがありますので、事務局に頼んで資料として皆さんに見ていただくような手続を取ります。

樋口委員長 我々、統計委員会のミッションというのは基本計画がよりどころでして、その基本計画に沿って、こういう統計体系全体を考えていくというようなことだろうと思います。ですから、世の中の動きが片方である中で、基本計画自身を見直すということは当面考えてないと思います。

その中で、検討していかなければならないことというのも多岐に渡っているというようなこともございますし、また時間的な制約もあるということでもありますので、提案としまして、私及び委員長代理を中心としまして、検討チームを用意させていただきたいと考えております。勿論、そこでは委員の皆様のご意見を聞きながら、本日出ました意見、統合の計画、あるいは今度はスクラップ&ビルドの方も含めて、この基本計画に沿って議論し、検討し、そしてまた整理していきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、メンバーにつきましては、私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について事務局からお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、6月18日金曜日の3時から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。会議の詳細については正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後、事務局から連絡事項がございますので、委員の皆様におかれましては引き続きご出席いただきますようお願いいたします。開始時間は10分後の4時50分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 どうもありがとうございました。